

災害時における畳の提供等に関する協定書

平成28年10月26日

鈴鹿市

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会



災害時における畳の提供等に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と5日で500枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害発生時における畳の提供に関して、次のとおり協定する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

（目的）

第2条 この協定は、災害が発生し、甲により避難所が設置された場合において、避難所における生活環境の向上により避難所運営が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第3条 災害発生時には、甲は必要に応じて乙に畳の提供に関する協力を要請することができる。
2 協力要請は文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 甲の要請により乙は次に掲げる事項を甲の協力のうえ実施する。なお、甲との連絡がとれないなどの緊急時においては、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

（1） 畳の調達

（2） 避難所までの畳の輸送

（畳の調達）

第5条 前条第1号の要請を行う場合、甲は畳の必要数、調達日時及び調達場所等を指示することができるものとする。ただし、必要数分の畳の提供が困難な場合は、乙の可能な範囲で畳の提供に努めるものとする。

（費用）

第6条 乙が甲に提供する畳の提供等に関する費用は、原則無償とする。

（畳の処理）

第7条 乙が甲に提供する畳の処理については、原則甲が行うものとする。

(協力要請体制の整備)

第8条 乙はこの協定の締結後、協力要請を円滑に行うため、緊急連絡体制表を書面により甲へ提出するものとする。

- 2 乙は前項の体制の確保に資するため、平常時から、連絡体制、連絡方法、業務責任者等を定め、協力に支障をきたさないよう連絡調整に努める。
- 3 乙は、甲の要請を受けた場合において、乙のみでの対応が困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(訓練協力)

第9条 乙は、甲の実施する防災訓練等への参加を要請された際は、必要に応じ協議のうえ、積極的に協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲または乙から書面による協定解除の申出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市

鈴鹿市長

未 拝 見」子 三 人 印

乙 岐阜県揖斐郡大野町麻生226

5日で500枚の約束。プロジェクト実行委員会

東海地区委員長

國 板 草 150万枚
プロジェクト
実行委員会



